

学校法人日本教育財団寄附行為

学校法人日本教育財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本教育財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、次の場所に事務所を置く。

- (1) 主たる事務所 大阪市北区梅田三丁目3番1号
- (2) 従たる事務所 名古屋市中村区名駅四丁目27番1号
- (3) 従たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目7番3号

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 大阪モード学園 | ファッション専門課程
美容専門課程 |
| (2) 名古屋モード学園 | ファッション専門課程
美容専門課程 |
| (3) 東京モード学園 | ファッション専門課程
美容専門課程 |
| (4) HAL大阪 | デジタル専門課程 |
| (5) HAL名古屋 | デジタル専門課程 |
| (6) 大阪医専 | 医療専門課程
福祉専門課程
医療情報専門課程
健康・スポーツ専門課程 |
| (7) 名古屋医専 | 医療専門課程
福祉専門課程 |

		医療情報専門課程 健康・スポーツ専門課程
(8) HAL東京		デジタル専門課程
(9) 首都医校		医療専門課程 福祉専門課程 医療情報専門課程 健康・スポーツ専門課程
(10) 東京通信大学	情報マネジメント学部 人間福祉学部	情報マネジメント学科（通信教育課程） 人間福祉学科（通信教育課程）
(11) 国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科 ファッションビジネス学科 大阪ファッションクリエイション・ ビジネス学科 名古屋ファッションクリエイショ ン・ビジネス学科
(12) 東京国際工科専門職大学	工科学部	情報工学科 デジタルエンタテインメント学科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 出版業
- (2) 不動産賃貸業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以下
- (2) 監事 2人以上4人以下

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の学長及び校長のうちから理事会において選任した者
1人以上
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者
3人以上5人以下
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者
1人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

- 第9条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む)を行う。

(役員補充)

- 第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その日から7日以内に理事会を招集し、その会議において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11人以上15人以下の理事総数の2倍をこえる人数の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画

- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4人以上8人以下
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25歳以上のものうちから、理事会において選任した者 1人以上
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第24条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として担当理事が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として4年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

（責任の免除）

第40条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第41条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 解散及び合併

（解散）

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第46条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人日本教育財団の大阪モード学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

(1) この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	粕谷俊彦
理事	粕谷勝
理事	岩田繁雄
理事	石川光二
理事	伊藤順子
理事	高平光志郎
監事	森瀬鉦一
監事	篠田宏明

(2) 第23条第1項第2号に規定する評議員は該当するものがあるまでの間は、同条同項同号の規定にかかわらず本法人の設置する学校の卒業生の父兄又は生徒の父兄をもって補充選任するものとする。

(3) この寄附行為は昭和46年4月1日から施行する。

(4) この法人の役員を選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者で各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係がある者が1人をこえて含まれることになってはならない。

(5) 附則(4)の規定は評議員について準用する。

(6) この寄附行為は昭和51年4月1日から施行する。

(7) この寄附行為は昭和52年8月3日から施行する。

(8) この寄附行為は昭和54年2月1日から施行する。

(9) この寄附行為は昭和54年3月31日から施行する。

(10) この寄附行為は昭和54年11月15日から施行する。

(11) この寄附行為は昭和55年7月10日から施行する。

(12) この寄附行為は昭和56年3月30日から施行する。

- (13) この寄附行為は昭和58年5月10日から施行する。
- (14) この寄附行為は昭和61年1月10日から施行する。
- (15) この寄附行為は昭和63年3月15日から施行する。
- (16) この寄附行為は平成1年3月14日から施行する。
- (17) この寄附行為は平成2年3月8日から施行する。
- (18) この寄附行為は平成7年6月8日から施行する。
- (19) この寄附行為は平成11年5月25日から施行する。
- (20) この寄附行為は平成12年4月1日から施行する。
- (21) この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。
- (22) この寄附行為は平成19年4月1日から施行する。
- (23) この寄附行為は平成20年4月1日から施行する。
- (24) この寄附行為は平成20年10月15日から施行する。
- (25) この寄附行為は平成21年4月1日から施行する。
- (26) この寄附行為は平成22年4月1日から施行する。
- (27) この寄附行為は平成24年4月1日から施行する。
- (28) この寄附行為は平成28年4月1日から施行する。
- (29) この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	粕谷俊彦
理事	青木稔
理事	寺田延生
理事	木村泰己
理事	ジャン・ミシェル・ルラリュ
理事	粕谷真代
監事	中本典夫
監事	桃沢澄子

- (30) 平成29年8月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

(31) この法人の組織変更時の役員を、以下のとおり改める。

理事（理事長）	粕谷俊彦
理事	青木稔
理事	寺田延生
理事	木村泰己
理事	ジャン・ミシェル・ルラリュ
理事	粕谷真代
理事	稲葉良暉
監事	中本典夫
監事	桃沢澄子

(32) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年4月2日）から施行する。

(33) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年11月19日）から施行する。

(34) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年6月17日）から施行する。

(35) この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年10月15日）から施行する。

(36) 令和元年9月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(37) 令和2年2月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。この寄附行為の施行日に現に在任する理事は、変更後の第7条の規定に基づいて選任されたものとみなす。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>*第1号から第12号まで省略</p> <p>(13)<u>大阪国際工科専門職大学</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>工科学部</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>情報工学科</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>デジタルエンタテインメント学科</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>*第1号から第12号まで省略</p> <p>(新設)</p>

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類【大阪国際工科専門職大学】											
区	年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
	校 地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	—	629	132,565	439,783	106,252	—	—	—	679,229
		基 準 外	—	—	—	4,004	—	—	—	—	4,004
	設備	図 書	—	—	—	10,478	—	—	—	—	10,478
		教 具 校 具 備 品	4,815	21,091	231,364	624,490	78,065	44,085	—	—	1,003,910
	小 計		4,815	21,720	363,929	1,078,755	184,317	44,085	—	—	1,697,621
新設校の開設年度の経常経費							786,100				786,100
合 計			4,815	21,720	363,929	1,078,755	970,417	44,085	—	—	2,483,721

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	595,653 千円
		基 準 外	91,253 千円
	設備	図 書	8,207 千円
		教具・校具・備品	2,661 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類【大阪国際工科専門職大学】		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	2,483,721千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成29年度に4,815千円(教具・校具・備品)、平成30年度に21,720千円(校舎改修費629千円、教具・校具・備品21,091千円)、令和元年度に363,929千円(校舎改修費132,565千円、教具・校具・備品231,364千円)を支出し、その残額46,781,371千円のうち、2,093,257千円を財源に充当する。 ※なお、別途平成30年度開設の東京通信大学に支払残額40,920千円、平成31年度開設の国際ファッション専門職大学に支払残額135,667千円、令和2年度開設の東京国際工科専門職大学に支払残額1,899,602千円がある。(合計2,076,189千円)
合 計	2,483,721千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産		98,764,318 千円	98,572,978 千円	98,572,978 千円
二 運用財産		173,444,888 千円	183,350,460 千円	183,350,460 千円
三 負債額		25,379,649 千円	27,079,594 千円	27,079,594 千円
1 固定負債		1,832,850 千円	1,832,602 千円	1,832,602 千円
2 流動負債		23,546,799 千円	25,246,991 千円	25,246,991 千円
四 基本財産+運用財産		272,209,206 千円	281,923,438 千円	281,923,438 千円
五 純資産(四-三)		246,829,557 千円	254,843,844 千円	254,843,844 千円

貸借対照表

令和2年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	237,875,794,026	225,610,722,506	12,265,071,520
有形固定資産	98,572,978,229	98,764,317,587	-191,339,358
特定資産	33,500,000,000	32,500,000,000	1,000,000,000
その他の固定資産	105,802,815,797	94,346,404,919	11,456,410,878
流動資産	54,065,111,513	56,615,950,692	-2,550,839,179
資産の部合計	291,940,905,539	282,226,673,198	9,714,232,341
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	1,832,602,100	1,832,849,600	-247,500
流動負債	25,246,991,439	23,546,799,457	1,700,191,982
負債の部合計	27,079,593,539	25,379,649,057	1,699,944,482
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	137,730,948,141	136,080,120,729	1,650,827,412
第1号基本金	136,696,948,141	135,152,120,729	1,544,827,412
第4号基本金	1,034,000,000	928,000,000	106,000,000
繰越収支差額	127,130,363,859	120,766,903,412	6,363,460,447
純資産の部合計	264,861,312,000	256,847,024,141	8,014,287,859
負債及び純資産の部合計	291,940,905,539	282,226,673,198	9,714,232,341

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	システム構築	情報システム設計・構築一式	令和2年1月～令和3年1月予定	東京通信大学
		学事システム(二次開発)	令和元年8月～令和3年3月予定	大阪国際工科専門職大学、 名古屋国際工科専門職大学、 国際ファッション専門職大学、 東京国際工科専門職大学
	施設整備	教室・校舎設備改修工事一式	令和元年8月～令和3年3月予定	東京国際工科専門職大学
		空調設備工事一式	令和2年2月～令和2年5月	東京国際工科専門職大学
		校舎改修工事一式	令和2年10月～令和3年9月予定	大阪国際工科専門職大学
		校舎館内各種電気設備工事一式	令和3年1月～令和3年3月予定	大阪国際工科専門職大学
		研究室工事一式	令和2年10月～令和3年3月予定	大阪国際工科専門職大学
		校舎熱源更新工事一式	令和元年12月～令和2年6月予定	大阪国際工科専門職大学、 国際ファッション専門職大学、 大阪モード学園、HAL大阪
		校舎サイン工事一式	令和3年1月～令和3年3月予定	大阪国際工科専門職大学
		校舎設備改修工事一式	令和2年3月～令和5年2月予定	名古屋国際工科専門職大学
		研究室工事一式	令和2年10月～令和3年3月予定	名古屋国際工科専門職大学
		歯科衛生学科教室改修工事一式	令和2年10月～令和3年3月予定	大阪医専

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	教具・校具の購入	校舎改修工事備品一式	令和元年9月～令和3年3月予定	東京国際工科専門職大学
		研究室工事備品一式	令和2年10月～令和3年3月予定	大阪国際工科専門職大学
		校舎設備改修工事備品一式	令和2年10月～令和3年9月予定	大阪国際工科専門職大学
		研究室工事備品一式	令和2年10月～令和3年3月予定	名古屋国際工科専門職大学
		校舎設備改修工事備品一式	令和2年3月～令和3年2月予定	名古屋国際工科専門職大学
		校舎設備改修工事備品(2,3期)一式	令和2年3月～令和5年2月予定	名古屋国際工科専門職大学
		軽量ドローン開発機材ほか教具一式	令和2年4月～令和3年2月予定	東京国際工科専門職大学
		教育用サーバ関連機器一式	令和元年9月～令和2年4月	大阪国際工科専門職大学
		モーションキャプチャシステム一式	令和2年3月	大阪国際工科専門職大学
		RoboMasterほか教具一式	令和3年2月予定	大阪国際工科専門職大学 (詳細別紙)
		教育用サーバ関連機器一式	令和元年9月～令和2年4月	名古屋国際工科専門職大学
		モーションキャプチャシステム一式	令和2年3月	名古屋国際工科専門職大学
		組込みシステム講義用ボードほか教具一式	令和2年12月～令和3年2月予定	名古屋国際工科専門職大学
		スタジオ撮影機材ほか教具一式	令和2年4月～10月予定	東京モード学園
		iMac48台ほか教具一式	令和2年4月～10月予定	大阪モード学園
		ゲーム開発用PC200台ほか教具一式	令和2年4月～10月予定	HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋
		実習用PC46台ほか教具一式	令和2年4月～10月予定	首都医校
		三次元動作解析装置ほか教具一式	令和2年4月～10月予定	大阪医専
		歯科衛生学科教具一式	令和2年10月～令和3年2月予定	大阪医専

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	教具・校具の購入	遠隔授業用PC296台ほか教具一式	令和2年6月～7月予定	東京モード学園、大阪モード学園、名古屋モード学園、HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋、首都医校、大阪医専、名古屋医専
令和3年度	教具・校具の購入	双腕ヒューマノイドロボットシステムほか教具一式	令和3年4月～令和4年2月予定	東京国際工科専門職大学
		SIMフリータブレット・アンドロイド端末ほか教具一式	令和3年4月予定	大阪国際工科専門職大学 (詳細別紙)
		AIサーバ関連機器ほか教具一式	令和3年4月予定	名古屋国際工科専門職大学
		iMac66台ほか教具一式	令和3年4月～10月予定	東京モード学園、大阪モード学園
		ミュージックスタジオ実習機器ほか教具一式	令和3年4月～10月予定	HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋
令和4年度	教具・校具の購入	開発用PC一式	令和5年2月予定	大阪国際工科専門職大学
		開発用PC一式	令和5年2月予定	名古屋国際工科専門職大学
		実習用PC221台ほか教具一式	令和3年4月～10月予定	東京モード学園、大阪モード学園、名古屋モード学園
		CGデザインPC75台ほか教具一式	令和4年4月～10月予定	HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋
令和5年度	教具・校具の購入	実習用PC150台ほか教具一式	令和5年4月～10月予定	HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋
令和6年度	教具・校具の購入	実習用PC66台ほか教具一式	令和6年4月～10月予定	HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋

大阪国際工科専門職大学 教具・校具の購入

年度	事項	契約等の内容	実施時期
令和2年度	教具・校具の購入	RoboMaster	令和3年2月予定
		組込みシステム講義用ボード、USBマイク	令和3年2月予定
		ネットワーク試験演習用システム	令和3年2月予定
		IoTエッジコンピュータ用拡張ボード	令和3年2月予定
		AIサーバ関連機器	令和3年2月予定
		液晶プロジェクタ設備	令和3年2月予定
		映像撮影設備	令和3年2月予定
		開発用PC(2020年)	令和3年2月予定
		VRシステム	令和3年2月予定
		ノートPC	令和3年2月予定
		レゴマインドストーム	令和3年2月予定
		Google-Coral USB Accelerator	令和3年2月予定
		卓上折り曲げ機	令和3年2月予定
		工具	令和3年2月予定
		撮影機材	令和3年2月予定
		センサー	令和3年2月予定
		プロジェクションマッピング用機材	令和3年2月予定
		ペンタブレット	令和3年2月予定
ロボット	令和3年2月予定		
令和3年度	教具・校具の購入	SIMフリー タブレット・アンドロイド端末	令和3年4月予定
		ミラーレスカメラ	令和3年4月予定
		プリント基板加工機	令和3年4月予定
		ロジックアナライザ・オシロスコープ	令和3年4月予定
		直流電源装置	令和3年4月予定
		卓上ボール盤	令和3年4月予定
		卓上丸鋸盤	令和3年4月予定
		3Dプリンター	令和3年4月予定

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		290,900	534,800	788,400	1,049,500
手数料収入		5,900	5,900	5,900	6,000
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		534,800	788,400	1,049,500	1,049,500
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	△ 534,800	△ 788,400	△ 1,049,500
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		831,600	794,300	1,055,400	1,055,500

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		346,500	398,600	430,600	462,800
教育研究経費支出		72,100	95,500	109,000	137,000
管理経費支出		115,800	118,400	121,600	124,200
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		107,000	0	0	0
設備関係支出		80,200	46,200	1,200	1,200
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0	0
支出の部合計		721,600	658,700	662,400	725,200

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	開 設 年 度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	290,900	534,800	788,400	1,049,500
		手数料	5,900	5,900	5,900	6,000
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	296,800	540,700	794,300	1,055,500
	支出	人件費	346,500	398,600	430,600	462,800
		教育研究経費	303,200	326,600	340,100	368,100
		管理経費	116,400	119,000	122,200	124,800
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	766,100	844,200	892,900	955,700		
教育活動収支差額		△ 469,300	△ 303,500	△ 98,600	99,800	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		△ 469,300	△ 303,500	△ 98,600	99,800	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 469,300	△ 303,500	△ 98,600	99,800	
基本金組入額合計		△ 213,900	△ 45,000	△ 5,000	△ 5,000	
当年度収支差額		△ 683,200	△ 348,500	△ 103,600	94,800	
前年度繰越収支差額		0	0	0	0	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		0	0	0	0	

(参考)

事業活動収入 計	296,800	540,700	794,300	1,055,500
事業活動支出 計	766,100	844,200	892,900	955,700